

国際連合

国連の活動に関する事務総長報告書

国連総会

公式記録

第 68 会期

補遺 No.1

国連総会  
公式記録  
第 68 会期  
補遺 No.1

国連の活動に関する事務総長報告書

注

国際連合文書の記号は、数字が組み合わされた文字で構成されている。そのような記号への言及は、国際連合文書への参照を意味している。

## 内容

## 章

I.	序	5
II.	国連の活動	8
	A. 持続的経済成長と持続可能な開発の促進	8
	1. ミレニアム開発目標達成に関する進展の加速	8
	2. ポスト2015年国際連合開発アジェンダ	11
	3. 気候変動に関する行動の必要性	12
	4. 結論	13
	B. 国際の平和および安全の維持	14
	1. 紛争予防と仲介	15
	2. 民主的移行と選挙	16
	3. 平和維持活動	17
	4. 平和構築活動	20
	C. アフリカの開発	20
	D. 人権の促進および保護	21
	E. 人道支援の取組の効果的な調整	23
	F. 正義と国際法の促進	25
	G. 軍縮	26
	H. 薬物統制、犯罪防止およびあらゆる形態と表現における国際テロとの戦い	27
III.	国連の強化	29
IV	結論	32

## 添付資料

ミレニアム開発目標、目標および指針、2013：統計資料	略
-----------------------------	---

## 第 I 章

### 序

1. 国際連合が思い描かれてから 70 年の間、世界は大いにまたますます早く変わってきた。新しい課題が生まれてきた。また新しい機会も。前例のない相互関連性の規模は、私たちの問題がますます共有されていることを意味している。しかしそれは解決する。情報、着想、技術、金および人は、かつてないほど国境を越えて流れている。犯罪、汚染、兵器、麻薬および疾病もまたそうである。技術への安易なアクセスは、明確な変化に対する莫大な可能性を産出するが、また混乱に対してもである。かつて国家だけに属していた能力は、ますます民間団体や個人の手にある。これらの傾向は、何十億の人々、開発様式の変化および安全のまさにその本質の現実を基本的に変えてきた。私たちが直面している課題は、それに対処する方法が変わってきたように、劇的に変化してきた。
2. これらの変化の多くは、人間の状態に改善をもたらしたが、あまりにも多くの人々は、その日常生活において進展や希望の感覚を、まだ感じていない。豊かなまた貧しい国々の人々は、貧困、失業、不平等、環境悪化および鈍感な諸機関について、同じように神経質である。世界が今まで知っていた若者の最大の誘因は、機会、仕事、自らに影響する決定における自らの発言権、自らの必要性に対し反応する諸機関や指導者に対する渴望である。彼らは、国の機関や国際機関が自らの側にありそして絶え間なく変化している世界の機会を捕らえることができることを知りたがっている。
3. 加盟国は、人々の生活に明確な違いを起こし続けることができるように、これらの新しい現実に対し国連を適応させる必要性を認識してきている。同時に、国際連合憲章に記されている基本原則は、それが調印された日と同じく有効なままである。以前にも増して、人々は、私たちの基本文書に特定された四つの全体にかかわる目標 — 平和、人権、正義および経済的社会的進展 — の遂行において全ての加盟国をまとめる普遍的な組織を必要としている。
4. 過去 1 年間の国際連合の活動は、これらの長期の傾向を明確に説明している。ポスト 2015 年開発枠組に関する協議は、社会的、経済的および環境の課題と地球を保護しつつ人々に仕えるこ

とが必要不可欠であることを捕らえつつ、世界中から発言をもたらした。2012年9月24日に採択された、国内および国際的レベルでの法の支配に関する総会のハイ・レベル会合の宣言は、私たちの活動の三つの柱の全てにおける法の支配の重要性を確認した。ハリケーンサンディからの国際連合本部の被害を含む、1,000億米ドルを超える被害をもたらした自然災害からの3年目は、気候変動の課題に真剣に取り組むことをしなかった場合将来起こるであろうことの重要な一瞥を私たちに与えた。サヘルにおいては、何百万もの人々が、越境組織犯罪の強烈な影響、資源不足および政治的不安定に苦しみ続けている。加盟国は、これらの不安定の多くの源を克服することができる戦略を策定しそして効果的な反応のために必要とされる国の、地域のそして国際的な関係者の広い陣立てをまとめるため国際連合を利用した。コンゴ民主共和国においては、新しい枠組協定並びに国際連合、世界銀行および同地域の全ての国家による合同努力が、くり返される暴力のサイクルの根本原因に対処した同国の長期間苦しんでいる人々に平和と正義そして発展を提供することを目指している。

5. 悲劇的な10万人近いシリア人の死と何百万もの避難民は、私たちの共同の道義心の汚点であった。また戦争の経費は生命の損失だけでなく、破壊された経済と社会資本、荒廃させられた貴重な歴史的遺跡、切り離された脆弱な社会的結合そして潜在的に永続する結果を伴った不安定にさせられた地域全体で、計測されるということを恐ろしく思い出させたものでもあったし、またいまでも思い出させている。私は、すぐに私たちが、シリア・アラブ共和国の国民が復興と再建の長いプロセスを始めることを可能にする恒久的解決策を見出すことを希望している。より広く、加盟国および影響力をもったその他が、抑圧と暴力が起きるのを防ぎまたそれに対応するためより迅速且つ決定的に行動しなければならず、そしてまた私たちは、これらの出来事に対し慣れることを私たち自身に許してはならない。私たちとしては、国際連合ファミリーが、従前の事例における失敗の教訓に基づいて、人権の重大な侵害に対してより効果的に対応する行動計画を策定してきた。

6. バグダッドの国際連合本部ビルの爆破から丁度10年目になり、私たちは、この変化している世界が、ある点で、国連要員にとってより危険なものであることをますます認識する。過去1年間に75名以上の同僚が、公務中に命を失っている。国際連合は、国連憲章の価値と原則を維持しつつ、加盟国により私たちに与えられた職務権限と世界中の何百万もの人々が私たちにかかる希望と期待とともに、私たちが必要とされるどこの場所でも存在し続けることを義務づけられて

いる。しかし私たちは、責任をもってまた関係する危険を然るべく認識してそのようにしなければならぬ。

7. この報告書は、2年間の戦略的枠組において総会により特定された活動の八つの分野に優先権を与えて、これらの多くの課題に対応する国連の努力を詳述している。私の5年の行動アジェンダおよび総会、安全保障理事会並びに他の立法機関との通常の関与を通して、私は効力のある職務権限の提供を確保するためまた共同行動が最も大きく変えることのできる分野に集中するため活動した。

## 第Ⅱ章

### 国連の活動

#### A. 持続的経済成長と持続可能な開発の促進

8. 歴史上、最大で最も成功した貧困対策の取組、ミレニアム開発目標の達成期限まで 1000 日を経た。最終期限が大きく迫っているため、八つのミレニアム開発目標の未完了の事業を達成するための努力が強まっている。しかしながら終了点として 2015 年を見ることよりも、私たちは新しい時代の始まりとしてそれを見るべきである。その時代は、私たちが極端な貧困を撲滅し、環境を守りそしてすべての人のための経済的機会を促進する時代である。私たちは、ミレニアム開発目標の成功に基礎を置き、叶えられていなかったところでそれらを叶えるための努力を貫き、格差に取りかかりまた新しいそして出現している課題に対処しなければならない。この目的のために、国連は、根本的には持続可能な開発を伴った、大胆な、意欲的なそして普遍的なポスト 2015 年開発アジェンダを定義するその取組において、加盟国を支援している。気候変動が私たちの開発目標に与える危険を認識しつつ、私たちは、2015 年までに法的な拘束力のある地球規模の気候合意を達成するための交渉もまた支援している。

#### 1. ミレニアム開発目標達成に関する進展の加速

9. ミレニアム開発目標は、数十億の人々の生活を改善してきた。明解且つ容易に理解したことは、同目標は地球規模のそして国内の優先事項を設定し現場での行動を刺激するのに役立つことである。諸政府、国際社会、市民社会、民間部門および個人が、新しい科学技術、科学的な進歩そしてパートナーシップにより助けられて一体となった。その結果、地球規模の貧困は衰えており、改善された水資源の利用は拡大し、4,000 万人以上の子どもが初等教育を受け、そうでなければ死んでしまったかもしれない 500 万人以上の子どもが 1 年間生き延び、以前であればマラリアで死んでしまったかもしれない 110 万人以上の人が生きており、そして低および中所得諸国の推定 800 万人の人々が救命のための HIV 治療を今受けている。

10. しかしながら、著しく遅れている幾つかの目標がある。他の進展も一様ではなかった。私たちが断固とした行動を取らない限り、10 億人が 2015 年に極端な貧困の中でまだ生活しているだろう。



母親は、分娩時にいわれもなく死にそして子どもは予防可能な疾病で苦しめそして死ぬだろう。私たちの最も遅れている目標の粗末な衛生設備は、多くの人々にとって日常的な課題として残っている。非常に多くの仕事が、全ての子どもが初等教育を完了することを確保する前にある。5,700万人が学校に行けず、そして、マララ・ユスフザイが非常に力強く私たちに思い起こさせたように、とりわけ多くの少女が、教育を受けるためにほとんど乗り越えられない可能性に打ち勝たなければならない。経済成長は、著しい仕事の格差をもたらしながら、不適當な状態で、全てを含んできた。若者が矢面に立っている。世界中の若者の7,300万人に仕事がなく、そして他の多くの者が低賃金と悪い労働条件に直面している。飢餓の削減に関するミレニアム開発目標は、今や到達の範囲内にあるが、世界中の8人に1人はまだ食べるのに十分ではなく、そして多くの地域において進展は遅いかまたは立ち往生している。その一方で、地球規模の消費と生産は地球の能力を超えている。私たちは、1990年時点から65パーセント上がって、地球の年間再生能力の150パーセントを現在消費している。

11. 私たちは、目標間および目標内の協力関係について、異なるように考える必要があることもまた明白である。幾つかの目標を叶えられなかったことは、他のものを叶える努力を損ねている。進展についての大雑把な測定は、国内と国を越えた双方の著しいまた大きくなりつつある不平等を隠してきた。社会の最も脆弱な階層は、しばしば取り残されている。ジェンダー平等を達成できなかったことは、他の目標に対する悪影響があり、そのことは、女性の地位と能力の向上、および教育、仕事、保健医療並びに意思決定に対するアクセスに大きくかかっている。適切な衛生設備を確保できないことは、ハイチにおけるコレラの流行において私たちが最も悲劇的に見たように、健康の課題を劇的に悪化しかねない。私たちの天然資源の基礎を保護しなかったりまた守れなかったりしたことは、社会的、経済的および環境的なミレニアム開発目標の達成を損ない、貧困および資源の低下を強め並びに森林伐採、砂漠化および生物多様性の損失の一因となった。地理的に、南アジアとサハラ以南アフリカは、子どもと母親の死亡数の高い割合に苦しみ続け、これらの二つの地域と世界のそれ以外の地域との相違は大きくなっている。最後に、状況は私たちが恐れているほど悲惨ではないという最近の兆候にもかかわらず、脆弱な国々また紛争の影響を受けた国々の一部は、一つのミレニアム開発目標も達成していない。私たちが目標を叶えるための努力を倍加したときでさえ、ポスト 2015 開発アジェンダは、包括的な努力を非常に著しく損ねてきた格差や不平等に対処する方法を見つけださなければならない。

12. 幾つかの重要な活動が、ひどい遅れや不平等な目標について注意を向けるために、またしばしば広範な多様な利害関係者からの行動を元気づけるために、過去1年間に始められた。2012年9月には、教育を世界規模の課題の第一にするために、国際社会の取組を刺激するグローバル教育ファースト・イニシアティブが始まった。私たちは、既に15億ドル以上の誓約を確保した。2013年1月に私は、若い人々の必要性和懸念を啓発し且つ支援する最初の青少年特使を任命した。予防可能な子どもの死を2035年までに終わらせそして家族計画へのアクセスを著しく拡大するための計画が、Every Woman Every Childの一部として始まった。ゼロ・ハンガー・チャレンジは、あらゆる人々が食物に対する権利を享受する未来に抱負をもっている。その一方で栄養摂取拡大運動は、母と子どもの栄養摂取に焦点を絞っている。2013年の国際水協力年と協力して、総会は、衛生運動を実施した国際連合システムは、衛生に関する行動の呼びかけにおいてその取組を再び活気づけている。私たちは、ミレニアム開発目標に向けた進展を監視するための利用可能なデータを改善するため国のそして国際的なレベルでの努力を倍加もしてきたしまた既存の誓約を履行することおよびより強力な説明責任並びに監視手続の重要性に注意を向けている。

13. ミレニアム開発目標が合意されて以来、世界は変化してきた。世界経済の規模は2倍以上となったが、成長の多くは地球の南側で起きている。世界の人口は、より多く、より都市へ、より関係深くまたより動き回ってきている。2050年までに、96億人に達すると予測されており、その86パーセントが今の途上国であるところに生活する。先進国の人口が高齢化する一方で、途上国の世界では人口の半分が2015年までは28歳以下でありまた最も貧しい国においては、半分は20歳以下である。市民社会および政治参加のレベルは、数の上で増加している。若い人口そしてデジタル的に結びついた人口は、適切な仕事、平等および腐敗を終わらせることを求めつつ、世界的な民主主義と尊厳のための運動における主要な要因となってきた。これらの運動は、不平等が経済成長と貧困削減にもかかわらず生じてしまった諸国において劇的な政治的影響力を持ってきた。水、食料および他の商品に対する総合的な要求の急速な増加並びに二酸化炭素排出量の関連上昇を伴ったエネルギー使用の増加で、過去10年間の経済的および人口統計学上の変化の環境上の影響もまた劇的である。加えて、自然災害からの将来の損失の可能性を含む、気候変動の影響についてのずっと多くの認識がある。最後に、地球規模の援助の景観は、重大なやり方で変化し始めてきた。政府開発援助（ODA）は、2011年から2012年で4パーセント減少した。ODAは、重要なきっかけとしての、とりわけ後発発展途上国に対する支援と奉仕の重要な源泉のままである。同時に、より多様な源泉と資金の流れは将来の開発アジェンダにおいて増加する役割を果たすであろう。

## 2. ポスト 2015 年国際連合開発アジェンダ

14. ポスト 2015 開発アジェンダは、既存の目標を叶えるためのより効果的な方法を見出す一方で、新しいものと出会いました。未来の課題に備えるための前例のない機会を表している。2012 年 6 月の持続可能な開発に関する国際連合会議において、加盟国は三つの相互に接続される次元、すなわち極端な貧困を終わらせることを含む経済開発、社会的包括および環境の持続可能性、における持続可能な開発に対する自らの約束を確認した。加盟国は、本質においてまた普遍的に適用可能であることにおいて地球規模である持続可能な開発のための一連の目標を策定することによりミレニアム開発目標の成功について議論することに合意した。総会は、これらの目標を策定するため、30 名の構成員から成るオープンな作業部会を設立し、この作業は継続中である。加盟国はまた、持続可能な開発への資金提供のための戦略を議論しそして改善された技術共有のための選択肢を審議する。

15. 2012 年 7 月に、私は、ポスト 2015 開発アジェンダに向けた加盟国の取組を支援する、政府、市民社会、学界および民家部門からの 27 名の個人から成る、賢人ハイ・レベルパネルを設置した。同パネルは、ミレニアム開発目標に基づいて議論し、貧困に終わりをもたらすことと持続可能な開発を促進することを目的に、21 世紀の地球規模の課題に対応するのに役立つ大胆だが現実的な勧告を生み出す任務を負っている。パネルの提案の核心は、五つの変形する方法である。新しいアジェンダはどれも含むものでなければならない。それは、気候変動と環境の退廃からの人類に対する脅威に対処する一方で、繁栄を駆り立てるためにその中心に持続可能な開発を置かなければならない。仕事を創生することは優先事項でなければならない。平和、安全および暴力からの自由は欠くことのできないものである。新しい地球規模の協力関係が、アジェンダを実施するために必要である。これは、北および南の双方における、私たちの儉約活動と私たちの社会が組織される方法での熱心な変化を要求している普遍的なアジェンダである。パネルの勧告は、2013 年 9 月の加盟国の審議のための、ミレニアム開発目標に向けた進展を加速することおよび 2015 年以降の開発アジェンダを先に進めることに関する、私の報告書を構成する。私の報告書は、科学的小および技術的小社会集団、産業部門、国の、地域のそして地球規模のレベルでの幅広い一連の協議そして国際連合システムの見解を含む、他の情報も用いている。全体的に、これらの取組は、人権、平等および持続可能性の原則にしっかりと基礎を据えたそして地域の、国のそして準地域の状況と優先事項を考慮しつつ全ての国に適用可能な、単一且つ一貫したポスト 2015 アジェンダに到達することの重要性を指摘し

ている。

16. ポスト 2015 開発アジェンダに関する協議は、世界中の人々に開かれてきた。協議は、人々が国の政策活動により支持された地球規模の開発アジェンダを望んでいることを示している。そしてそのことは、人々が望む未来を実現することを人々に可能とすることができる。人々は、より平等で安全な世界のための条件を創造するために行動する指導者を望んでいる。人々は、教育、健康、水および衛生に関する更なる進展を見ることを望んでいる。

17. 私は、2013 年 9 月に総会において開催されることになっている、ミレニアム開発目標に関する特別な催し物に期待している。そしてそこで、これらの立場が寄り集まり始めることになっている。このことは、国際的な開発におけるパラダイム・シフトのための機会である。このパラダイム・シフトに反応することにおける説明責任、相互責任および異なる能力の明解な理解は、その実施に対して欠くことのできないものとなる。

### 3. 気候変動に関する行動の必要性

18. 人々を貧困から救い上げることと地球やその資源を守ることは、表裏一体である。貧者および弱者は最も不利であるが、気候変動の影響からはどの国も免れない。過去 10 年間は記録上最も暖かかった。異常気象は、増加している。命、暮らし、社会資本そして資源におけるコストは増えている。地球温暖化の人的原因についての理解を進めるための新しいデータは、近く出される気候変動に関する政府間パネルの第 5 次評価報告書において利用可能となる。

19. 過去 1 年以内に、課題についての緊急性は、加盟国により一層認識された。持続可能な開発に関する国際連合会議において加盟国は、気候変動を私たちの時代の最も大きな課題の一つとして再確認した。ドーハにおける気候変動に関する国際連合枠組条約の第 18 回締約国会議において、加盟国は京都議定書の下で新しい誓約期間を成功裏に始動しそして 2015 年までに普遍的な気候協定を採択するための確定した予定表に合意した。先進国は、途上国に対する長期の気候財政支援のための約束を果たす自らの責務をくり返し表明した。政治的指導力の重要性を認識しつつ、私は、この普遍的な気候協定のために必要な政治的意思を動員するため 2014 年に指導者たちを召集するという私の提案に対する、幅広い、積極的な反応に留意する。2014 年 9 月に予定されているハイ・レベル会合は、排出量を削減し回復力を強化するための政治的意思を示し、野心を高めそして現場

における活動に大きな変化を引き起こす指導者のための舞台を提供する。

20. その一方で、私の全ての者のための持続可能なエネルギー活動、政府のマルチステークホルダー・パートナーシップ、民間部門および市民社会は、普遍的なエネルギー利用、エネルギー効率改善の割合を倍加することおよび 2030 年までに地球規模のエネルギーミックスにおける再生可能なものの割り当てを倍加することに向けて作業している。今日までに、数十億ドルが動員されまた 75 か国以上の途上国がこの活動に加わってきた。この活動に対する支援は、全ての四半期から、小島嶼国から、発展段階のまた発達した経済にまで行われた。新しい指導力は、今や整っており、地域のまた主題の中心は、創り出されてきておりそして進展が行われている。

21. 気候変動の事例は、より明確にまたはより抗しがたくなつてはきていない。政策的手段は存在し、そして適用された場合には、具体的な結果を生みだしている。世界中の約 118 か国が今や再生可能なエネルギー政策または目標を持っている。半数以上が途上国である。実体的活動に対する公的および政策的支援が増えていることに對し感謝し、国際的な合意が現場での活動と公的政策に変えられてきている。クリーン・エネルギーにおける投資は、1 兆ドルを上回った。しかしながらもっと必要である。国際連合の部分では、ニューヨークの事務局棟に対する修復は、エネルギー消費を 50 パーセント減らすために設計され、そして「Greening the Blue」運動の一部として、私たちは、平和活動の足跡で温室効果ガスを減らす為の措置を講じていることに私は自負心がある。気候変動の課題と持続可能な開発は、貧困解消、経済開発および環境保護の調整を通して叶えられることが必要である。

#### 4. 結論

22. 次の 2 年間において、私たちは共に政治的勢いを注入するための他に類を見ない機会を提供しまたこれらの相互に関連した課題に関する確実な行動をとる、一連の重大な出来事と最終期限に直面する。2013 年には、ミレニアム開発目標に関する特別な催し物に加えて私たちは、国際的な移住と開発に関するハイ・レベル対話、障害と開発に関するハイ・レベル会合そして大惨事の危険削減のためのポスト-2015 枠組を目的とした、大惨事の危険削減のためのグローバル・プラットフォームの第四会期をかかえている。2014 年には、住民と開発に関する国際会議の行動計画に対するフォローアップについての特別会期が、内陸途上国のためのアルマティ行動計画の履行に関する 10

年目の再検討会議および小島嶼途上国に関する第3回国際会議もそうであるように、開催される。私はまた、気候変動に関する主要な首脳会談のため地球規模の指導者を召集する。これらの過程は、新しい開発アジェンダに関する合意と包括的な拘束力のある気候変動合意のための最終期限とともに2015年に頂点に達する。加盟国が、個々の行事を出来るだけ利用するために、また累積による影響は広範囲に及ぶことおよびこれからの課題の膨大さに適合することを確実にするために、努力する時、国際連合は支援する。

## B. 国際の平和および安全の維持

23. 過去1年は、現代の紛争の複雑さと一貫した、効果的な対応を準備することに関する課題を明らかに示した。不安定の種々の源は、アフガニスタン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ハイチ、マリおよびサヘル諸国、ソマリア、シリア・アラブ共和国およびイエメンのような国々において相互作用している。それらは、セクト主義・犯罪行為・過激主義・排除・腐敗・資源、人口学および環境に関する圧力・弱い国家能力と合法性・猛烈な人権侵害・安定しない隣国・文民に対する爆発性武器の使用・武器、麻薬および人の違法な流入を許している抜け穴の多い国境、を含む。技術的革新と結びつけられたこれらの要因は、過剰な戦術を通したものを含む、著しい危害を加えるための強化された手段を武装集団および犯罪や過激な分子に提供しつつ、彼らの支配力を強化してきた。そのような集団は、前例のない国境を越えた勢力範囲で、十分に装備されまた十分な資源もつ傾向にあり、また時々イデオロギーに駆り立てられる。これらの環境の幾つかは、過去における事例以上により複合的な課題を実質的に与えている。

24. 文民は、シリア・アラブ共和国の事例のように、とりわけ国際社会が分かかれそして行動するための集団的な政治意思を欠いた場合には、過去1年間受け入れがたい大きな犠牲を払ってきた。「保護する責任」の概念および「保護中の責任」についての議論を含む、文民を保護するための規範的枠組は、行動と一致しているとは限らないが、議論の主題であり続けてきた。私は、スリランカにおける国際連合活動に関する内部再検討パネルに対するフォローアップを通して危機的状况に対応しそして人権を保護する国連自身を強化することに反応する国連に従事してきた。私たちは、私たちの集団的責任の考え方を再確認すること、加盟国との私たちの関わりを再び活気づけること、より効果的な本部の対応制度を策定すること、そして国での私たちの存在、人権能力および情報管理を強化することに合意した。私は、加盟国に対し、その重要な部分を行う用意をすること、国際

人道法および人権法の並はずれて悪い違反を終わらせるために団結したやり方で行動する意思を呼び集めることを求める。私たちは、私たちが非道な行為の意識と行動する意思を失う暴力の矢面に立っている文民に非常に慣れてしまうことを私たち自身に許すことはできない。

25. これらの課題に対応する役割を果たすことを求めている関係者の範囲は、拡大しまた多様化し続けている。他の国際的および地域的組織と一緒にまたは公式な協力関係において活動することが、国際連合にとって一般的になってきた。これらの取極は、関係者共通の目標、明確な比較優位と補完的な政治的影響力および効果的な対等さを持っている場合には、非常にうまく行った。しかしながら、国際的、地域的および準地域的關係者が共に活動しそして複合的な環境において効果的な責任分担についての教訓を適用することを確保するために行うべき多くのことが残っている。

26. 昨年を通して国際連合は、世界中の 15 の平和維持活動、14 の現地に基礎を置いた特別政治ミッション、10 の特使および顧問並びに多くの国際連合国別現地チームを含む、多様な制度を通して活動した。国際連合は、文民能力イニシアティブの実施、紛争後と他の危機的状況における警察、司法制度および矯正制度のための地球規模のフォーカル・ポイントの指定および平和維持活動の移行と国の治安部隊に対する支援の提供における人権の適切な評価に関する国内政策の実施を含む、平和および安全の分野における国連活動の有効性を改善するためのその努力を増加させた。

## 1. 紛争予防と仲介

27. 国際連合は、私たちの仲介支援能力の改善、アラブ連盟、アフリカ連合、欧州連合、米州機構およびイスラム協力機構との新しいまたより強力な協力関係並びに加盟国からの強力な政治的支持のおかげによるところもあり、昨年中様々な予防と仲介の努力の最前線にあった。国連は、西アフリカ、中央アフリカおよび中央アジアの国連地域事務所を通してまた仲介専門家の国連待機チームを通して、増加する緊張に迅速に対応する十分な立場にあった。継続していてもまた残念な、女性の代表が和平プロセスにおいて不足している状態を認識し、国連は、可能な場合には、これらのプロセスに関与する女性集団の能力を構築するためのその努力をまた増加させた。

28. アフリカにおいて、私は、コンゴ民主共和国および同地域に対する平和、安全および協力枠組の履行を支援するため、特使—最初の女性の国際連合仲介者—を任命した。私は、平和、安定およ

び開発の関連する課題に対して注意を向けるために、世界銀行総裁と共に同地域を訪れた。サヘルの国々が直面している相互に関連した安全、統治、人道および開発の課題を認識しつつ、国際連合は同地域のための統合戦略を策定した。国連はまた、中央アフリカ共和国、ギニア・ビサウおよびマリにおける政治体制の憲法秩序に基づかない変化とその結果の不安定の後で、これらの国々に憲法秩序を回復するという目標に向けてアフリカ連合および他の協力機関と密接に活動した。

29. 広範囲にわたる仲介支援が、交渉に基づく、権力の平和的移行を実施することと国民対話を始めることを支援するため提供された。レバノンにおいて、国際連合は、治安、安定および国民的統一を守るための当局の取組を支援し続けた。イスラエル・パレスチナ和平プロセスにおける進展を促進することは最高の優先事項のままでありまた私は直接対話の最近の再開が平和的解決と両国の解答を導くことを希望している。シリア・アラブ共和国における暴力に終わりをもたらす政治的解決に導く過程を始めるためのアラブ連盟との国連の合同努力は、現場での、地域でのまた安全保障理事会での継続している政治的行き詰まり並びに悲惨な軍事的拡大に直面してほとんどなにも生み出さなかった。難民の流出という隣国の負担を含む、シリア・アラブ共和国における紛争の地域的な影響を和らげるための努力は、危機の大きさに与えられたものとしては同様に不十分であった。

30. ヨーロッパにおいては、私は包括的な解決策を見出すためキプロスの当事者に対し周旋の申し出を続けまたヨーロッパ連合および欧州安全保障協力機構と共に、グルジアと南コーカサスに関するジュネーブ国際会議も積極的に支援した。私たちはギリシャとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国との「名称問題」に対する相互に受諾可能な解決を見出すための取組も増した。中央アジアにおいては、世界銀行との密接な協力関係で活動して国連は、水管理に関する密接な協力関係を一層促進した。南アメリカにおいては、コロンビア政府とコロンビア革命軍との間の和平交渉が 2012 年 8 月に始められた時、国際連合は対話メカニズムを通して市民社会の貢献を支援した。

## 2. 民主的移行と選挙

31. エジプトにおいて最も劇的であった、過去 1 年間以内に民主的統治においてやっと手に入れたものに対する市民社会に関する制限や憲法秩序の逆戻りを含む、大変な脅威があった。私は全ての側に対し、暴力と扇動を終わらせること、包括的な和解を真摯に促進することおよび法の支配を再



び確立することについて集中することを促す。確実な進展があったミャンマーやソマリアのような事例もあった。国連は、幅広い事例において政治的移行に対する支援を申し出た。

32. 2012年9月以来、国連は、加盟国からの要請または安全保障理事会からの指示で、55の加盟国における選挙の準備と実施を支援した。アフガニスタンにおいては、選挙の法的枠組の改革、有権者登録および能力構築において独立選挙委員会を支援した。治安上の課題の結果としての公民権剥奪を防止するため幅広い参加を確保すること、それによって2014年と2015年に行われるべき選挙プロセスにおける信頼を醸成すること、に特別な注意が払われた。イラクにおいて国際連合は、技術的助言の提供と独立高等選挙委員会の能力を構築し続けた。女性の参加と障害者を含めることに関して著しい進展があった。

33. ソマリアにおいて国連は、8年にわたる政治的以降に終わりをもたらず、暫定憲法の完了と新しい連邦議会の設置を支援した。2013年6月に、2016年に予定された国民選挙に先立って、平和と安定を強化し新しい連邦制度を設立するために活動するソマリア当局に対して政治的および戦略的支援を提供するために、新しい国際連合ソマリア支援ミッションが設立された。残念ながら、数名の国際連合要員がこの取組のために犠牲となりそしてソマリア国民は受け入れがたいレベルの不安定さを我慢し続けている。国連リビア支援団は、2012年8月に選出された一般国民議会への国民暫定評議会からの権限移譲を支援した。加えて支援は、憲法制定過程、草案作成議会の選挙および新しいリビア国の諸制度の継続的構築と改革、に対して提供された。西アフリカ担当事務総長特別代表は、ギニアにおける政府と反体制派との間の不信の雰囲気を取り除くことにまた議会選挙のための準備についての会談を再開することに貢献した。ケニアにおいては、2013年3月の一般選挙の前に、国際連合は、法の支配の尊重を促進するため主要な政治的指導者と定期的な接触を維持した。ブルンジにおいて国際連合は、2015年の大統領選挙の準備のための包括的な行程表の採択を助長した。持続的な関与を通して国際連合は、バングラデッシュ、モルディブおよびミャンマーにおける政治的対話と国民和解も促進した。

### 3. 平和維持活動

34. 現代の紛争の複雑さは、平和維持活動の核心に触れる課題を与えている。過去1年以内に国連は、敵対行為が継続中で政治的解決が未だ達成されていない不安定で許し難い環境で平和維持活動

を展開することを負託されてきた。幾つかの事例においてはテロ対策作戦が実行中であった。シリア・アラブ共和国においては、政治的解決と武力を用いた暴力の強化増強に対しての進展のなかったことが、国際連合シリア・アラブ共和国監視団がその職務権限を履行する能力を制限し、そしてそのことは4か月以上続いた。同国における状況は、同地域における他の平和維持活動の影響を受けた。イスラエルとシリア・アラブ共和国との間の1974年停戦を維持するその重要な役割が存続する一方で、国際連合兵力引き離し監視団はその活動を調整し、分離地区内のシリア・アラブ共和国軍と武装反体制派の構成員間の現在の衝突から要員に対する危険を最小限にしつつ、その職務権限を履行し続けている。国際連合レバノン暫定軍は、南レバノンにおけるその警戒を増やした。2013年5月安全保障理事会は、国内の政治的対話および選挙過程並びに主要な人口密集地を安定させ文民を保護するため国家権力の拡大を支援することを、特に、負託された、国際連合マリ多元的統合安定化ミッションの展開を承認した。コンゴ民主共和国においては、3月23日活動(M23)として知られている武装集団による2012年11月のゴマの占拠は、和平、安全および協力枠組の11か国による調印を導いた、地域および国際的な再関与を標的としていた。安全保障理事会は、国際連合コンゴ安定化ミッションの中に、特別の基準に基づきそして合意された平和維持活動原則に対する先例を創ることなくまたはそれを害することなく、武装集団を無力化し武装解除することを目的とした対象を特定した攻撃作戦を実施することを任務とした、介入部隊の設立を承認した。

35. 安全保障理事会決議 2098 (2013) と 2100 (2013) において国連に命じられた任務は、国際連合平和維持活動における激変ではなく発展を示している。国際連合平和維持活動による武力行使は、明確な政治的プロセスまたは政治的合意の文脈においてまた国際人道法を守ることに於いて、あるべきである。コンゴ民主共和国、マリおよびその他の場所において、平和維持活動の中心的原則は、残虐行為に直面した時の不偏は中立を意味しないことおよび同意を維持することは国際連合ミッションがその職務権限を実施することを台無しにする者が邪魔できることを意味しないという理解に基づいて、適用され続ける。更に、国際連合平和維持活動が新しい状況に展開するので、軍事的支援およびマルチプレイヤー、改善された命令および統制並びにより効率的な情報と分析手段を含む、適切な手段が新しいまたは強化された脅威に対処するために必要である。

36. 他の平和維持活動は、過去1年以内に、不安定な治安状況に直面した。国際連合南スーダンミッションは、ジェングレイ州における拡大しつつある自治体間暴力の真ん中にある文民の保護を支援し続けた。これらの課題にもかかわらず、国民のコンセンサスおよび憲法の再検討の完了を含む、

移行期の政治的に重要な段階は達成された。国際連合アビエイ暫定治安部隊の支援を得て、2013年3月の合同国境検証監視メカニズムおよび安全非武装国境地帯の運用開始は、スーダンと南スーダンとの間の関係改善に貢献した。スーダンのダルフルールにおいて、発展しつつある紛争の変化は、部隊と警察の上限を下げる一方で、ダルフルールにおけるアフリカ連合・国際連合同合ミッション（UNAMID）に安全上の脅威が極めて高い地区に焦点を絞ることを許した。それにもかかわらず、UNAMID 部隊を標的にすることを含み、ダルフルールのある部分における紛争の増大は、文民に対する脅威を阻止しまた対処するミッションの能力を増加する必要性を際立たせた。

37. 平和維持活動の多くは、規模の適正化若しくは減少の過程を始めた。東ティモールにおける安全保障理事会が負託した駐留の14年後、最後の国際連合ミッションの国際連合東ティモール統合ミッションは2012年12月にその職務権限を完了した。国際連合と東ティモールは、開発と継続的な制度構築に焦点を絞ったその関係における新しい側面に今や入る。リベリアにおいては、紛争後の第2回目の選挙の実施が成功したことが、国連に国内の法執行制度の能力を高めるためその警察の駐留を増やす一方で、国際連合リベリアミッションの軍事部門の削減を始めることを許した。同様に、コートジボワールの平和の強化における進展は、2013年に国際連合コートジボワール活動が1大隊を撤退させることを可能とした。ハイチにおいては、改善された治安が国際連合ハイチ安定化ミッションにその制服部門を削減することおよび政治的安定と法の支配の強化に努力の重点を変えることを許した。

38. 女性と子どもの特別の必要性に対処する特別政治および平和維持活動のミッションの能力は、女性アドバイザーと子ども保護アドバイザーを展開することと強化された訓練を通して高められた。事務総長特別代表は、監視および報告を含む、能力を構築し予防と対処を強化するための国内レベルでの政策提言を増やした。国際連合の支援を得て、コンゴ民主共和国、ソマリア、南スーダンおよびミャンマーの各政府は、子どもに対する紛争関連の暴力を終わらせるための行動計画に調印した。

39. アフリカ連合、ヨーロッパ連合、北大西洋条約機構および集団安全保障条約機構のような地域的や準地域的機構とのパートナーシップは、国際連合の平和維持活動の取組の重要な特色のままである。これは活動が不安定な環境に展開する時に続いている。国際連合は、国際連合アフリカ連合事務所を通したものを含めて、アフリカ連合の平和支援作戦を立案し、展開しそして管理するその

能力を支援することを続けた。ソマリアにおいては、アフリカ連合ソマリアミッションの約 17,700 名の部隊と警察官が展開しそして同国における平和を推進するため国連の支援を得て維持された。国際連合はまた、アフリカ安定化部隊の運用開始に関してアフリカ連合委員会に対し、指針と技術的専門知識を提供し、そして主要な学理上のまた訓練の材料の開発に貢献した。国際連合平和維持活動に対するその支援を高めるための行動計画のヨーロッパ連合による承認および危機管理に関する国際連合・ヨーロッパ連合運営委員会の再活性化はとりわけ顕著だった。

40. 国際連合は、国際的な警察部隊に対する戦略的な指導枠組および歩兵大隊と参謀将校に対する一般的な能力基準を含む、平和維持活動に対する支援制度を強化することを続けた。現場に対する支援が高品質でより早くまたより効果的であることを確保するのに役立つために、地球規模の現場支援戦略の統治と管理枠組およびその主要な実施指標に対する改善があった。平和維持活動と特別政治活動における国際職員の空席率は、高かった 2008 年の 33.8 パーセントから 2013 年 3 月には 12.6 パーセントに下がった。

#### 4. 平和構築活動

41. 不安定さの多様な原因、再発の高い危険性および平和構築の長期間の本質を認識しつつ、紛争後の平和構築に関する安全保障理事会への事務総長報告書は、包括性、制度構築および持続的な国際的支援の重要性を強調しつつ、新しい優先事項の方向性を定めている。平和構築委員会、平和構築基金および平和構築支援事務所が直面している挑戦的任務は、過去 1 年以内に、幾つかの国々、特に中央アフリカ共和国とギニア・ビサウにおける著しい頓挫により強調された。しかしながら他の事例では、同委員会および同基金は、シエラレオネにおける選挙において政党による効果的且つ平和的な参加に対し政治的支援と財政的支援を与え、ギニアにおいて 3,928 名の軍事要員の退役に資金を提供し、ブルンジの当事者会議の開催に貢献しそしてリベリアの最初の司法および安全ハブを支援し、平和の強化を前進させることができた。平和構築基金はまた、キルギスタン、ネパール、ニジェール、ソマリアおよびイエメンにおける決定的な政治的移行若しくは和平強化努力を支援することに用いられた。それは 2012 年には、2008 年以来最も高額の、8,000 万ドル以上に上った。

#### C. アフリカの開発

42. アフリカは、過去1年以内に著しい発展の一步を進んだ。その経済的な活気は、強化された経済および政治的統治並びに改善された事業環境およびとりわけアフリカの新しいまた出現しつつある開発パートナーからの増加した海外投資フローに起因している。これらの開発は、貧困レベルを削減しまたアフリカの中流階級の出現を生み出す一方で、アフリカは著しい課題に直面し続けている。その経済成長は十分に包括的若しくは平等ではなく、また、幾つかのミレニアム開発目標に関する著しい進展にもかかわらず、貧困レベル、食料の不安、母親および幼児の死亡率並びに若者の失業は受け入れられないほど高いままである。持続可能に対する期待は、平和、安全、統治、法の支配および環境に対する課題により脅かされてもいる。

43. 国連は、アフリカ連合およびアフリカ・インフラ開発プログラム、包括的アフリカ農業開発プログラムおよびアフリカン・ピア・レビュー・メカニズムを含むアフリカ開発プログラムに対するアフリカ連合の新しいパートナーシップ並びにアフリカの地域的経済共同体およびこれらの課題に対処する加盟国と密接に活動した。国際連合支援は、インフラ、水および衛生、エネルギー、環境保護、情報およびコミュニケーション、技術、輸送、農業および食料安全保障、そして民主主義および統治の事業と計画に提供された。平和、安全および経済発展の間の結びつきを認識して、国際連合は、多角的対処方法を採用した。国連はまた、平和および安全、紛争後の再建と開発、人権、正義および和解の具体的分野における能力構築10年計画を実施しているアフリカ連合を支援し続けた。2013年5月のアフリカ連合50周年記念式典において、私はアフリカの変化しつつある物語を歓迎しそしてアフリカに対する国際連合の継続的支援を誓約した。

44. アフリカの必要性と優先事項を十分に反映するポスト-2015開発アジェンダに関する議論を確実にするための努力が十分に進行中である。この目的のために国際連合は、アフリカの共通の立場に到達することを目的とした国内の、地域のそしてアフリカ全土の協議を始めるため、アフリカ連合委員会とアフリカ開発銀行と共に活動した。総会により決議66/293で負託された監視メカニズムを設立することに関する進展もまたあった。そのために国連は事務局を提供する。この措置は、アフリカの開発に向けてなされた全ての約束の実施を再検討するために重要である。

#### D. 人権の促進および保護

45. 2013年は、ウィーン宣言および行動計画の20周年である。私は、全ての利害関係者がその責

任を果たすという彼らの新たな約束を求めそして人権がこの国連の、行動上においてもまた活動においても、中心的目的であることを確実にする。人々は、過去1年の間、表現の自由、正義、説明責任、腐敗および悪政を終わらせること、適正な仕事および適正な生活、を求める世界中の人々の声をあげながら、基本的人権における彼らの信念を再確認した。彼らは、平和的な抗議集会、国際連合人権メカニズムの関与を通してまたポスト-2015 開発アジェンダに関する協議を通して、そのことを行った。私は加盟国に対し、その声を聞くことおよび加盟国が聞くだけでなく行動することで、その人権責任を果たすことを確実にすることを促す。個人の声を聞く私たちの能力は、個人の通報手続を規定している、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書の、待ちに待った 10 番目の批准とその発効で強化された。市民的及び政治的権利に関する国際規約の同等の議定書が発効してから 37 年、画期的な偉業である。だが、過去1年以内に、正反対の動向の多くの事例があった。市民社会集団、人権擁護者、移住者および少数者は、表現、結社および集会の自由に対するその権利についての圧力と制限に直面した。

46. 加盟国はまた、過去1年以内に重要な約束と原則を再確認した。2012 年9月の保護する責任の文脈における時宜を得たまた決定的な対応に関する総会の非公式な双方向の対話においておよび 2013 年3月のジェノサイドの防止に関する人権理事会決議 22/22 において、加盟国は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護するその義務を認めた。2012 年9月の法の支配に関する総会のハイ・レベル会合において、ジェノサイド、戦争犯罪および人道に対する罪に対する若しくは国際人道法違反および人権法の甚だしい違反に対する刑事責任の免除は寛大に取り扱われないことを確保することを約束した。プロセスを強化している政府間人権条約も年を通して前進した。国際連合人権文書の効果的な実施は、依然として人権促進と違反予防に不可欠である。私は加盟国に対し、この制度の機能と誠実性を確保することを促す。

47. これらの約束にもかかわらず、私たちはあまりにも多くの人々を気落ちさせたことを私は後悔している。中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、マリ、シリア・アラブ共和国およびその他の至る所で、重大なまた大規模な人権侵害が行われた。国際連合機関は、審査委員会や他の現地調査ミッションを活用して、迅速な行動のために必要な情報を加盟国に提供するため努力した。国際連合人権高等弁務官は人権状況についての情報を集めるためマリおよび隣国に一連の使節団を派遣した。高等弁務官は、2011 年3月から 2013 年3月までのシリア・アラブ共和国における犠牲者の数を報告する研究を公表した。高等弁務官は安全保障理事会に、過去1年以内にいままで以上に、

頻繁に説明した。人権理事会は三度にわたり、シリア・アラブ共和国に関する審査委員会の職務権限を延長した。それは、東エルサレムを含むパレスチナ占領地域全体の、パレスチナ人の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利に関するイスラエル入植地の意味合いを調査する現地調査ミッションおよび朝鮮民主主義人民共和国に対する審査委員会を設立した。人権理事会はまた、ベラルーシ、エリトリアおよびマリに対する新しい特別手続の職務権限を創設したジャーナリストおよび人権擁護者を保護するための活動について合意した。国際連合人権メカニズムに関与した人に対する報復と経済的、社会的および文化的権利の享受に関する制限は、依然として重大な懸念事項のままである。

48. 国際連合システム内において、私たちの全ての活動を通して統合するためにまた人権を主流化するためにそして私たち自身の要員と私たちが支援する者が可能な最高の水準を保持するために重要な措置が取られた。私は全ての利害関係者に対し、国際的な人権水準と原則がポスト-2015 の目標と目的を指導することを確保することを求めまた加盟国に対し、人権が国際連合を通じた政策立案を具体化することを確保することを求める。駐在調整官事務所および国別現地チームにおける人権能力と説明責任を強化するために措置が導入された。非国際連合治安部隊に対する国際連合支援についての人権の適切な評価政策は、加盟国に広められ、そして広範な様々な事例で実施された。2012年12月に、全ての国連要員が国際人権法および人道法の違反を審査されることを確保することを事務局が追求する原則と方法論を示しつつ、国際連合要員の人権審査に関する新しい政策を私は支持した。

## E. 人道支援の取組の効果的な調整

49. 過去1年間の間の、人的および自然災害の人的影響は、対応する国内および国際的な関係者の能力を再び試した。私たちは、人道支援原則の遵守、影響を受けた人々への時宜を得たアクセスおよびより一層の文民の保護の重要性を新たに思い起こさせられた。私たちは、何百万もの人が避難した国内の武力紛争が強まったことを見てきた。地球規模の避難はここ20年で多くなっている。シリア・アラブ共和国における戦闘の人的結果は、とりわけ深刻であった。約9,300人の命を奪い、1億600万人に影響し、1,380億ドルの経済的損失をもたらした、サイクロン、洪水、干ばつおよび地震を含む300以上の自然災害もあった。1,000億ドルを超える経済的災害損失のあった三度目の連続した年であった。

50. 2012年に、国際連合とその協力機関は、16か国で生活している5,100万人の人々を支援するため87億ドルを懇願した。ドル建て（53億ドル）と必要に対する比率（63パーセント）~~と~~という2012年の統一人道アピール・プロセスおよびフラッシュ・アピールの資金調達は、2009年と2010年（70億ドルと72億ドル）よりはかなり少なかったが、2011年同様だった。国連中央緊急対応基金は2012年に資金供与国からの資金提供で4億2,700万ドル受領した。

51. 人口増加、都市化、一様でない経済成長、増加する不平等、急激な若しくは長引かされた政治的移行および気候変動のような地球規模の主要な傾向は、人道問題の取扱件数が増加し続けることを示唆している。既に、国や地域の開発並びに経済成長に対する災害の影響の重大さは、政府に災害管理に対する国の能力を強めさせてきた。緊急事態に影響を受けた人々も、自らの必要性を明瞭に表現するためにまた自らのコミュニティ、隣人および政府から資源を求めるために科学技術を一層使用している。人道支援関係者は、より迅速にまた対費用効果のあるやり方で援助を分配するためにまたより良い調整と立案のために危険源の地図を作るために科学技術の影響力を行使することができる。そのことは、科学技術が提供できる機会を促すために、部門におけるまた人道機関のための新制度を支援するために不可欠である。

52. 加盟国および人道支援関係者は、危機を予防すること若しくは備えることよりも危機に対応することがさらに一層良い。このことを認識しつつ、国際連合は、危機を管理しまた根本的な脆弱性に対処するため人道支援と開発機関との間のより一層密接な協力を通して、2012年の人道支援議題の先頭に弾靱性をもたらした。準備が出来ていることを含む、災害リスクの削減と気候変動の緩和との間の増加した相乗作用と適応努力が必要であろう。

53. 変化している人道援助の風景を考えれば、私たちは、国際的な人道支援制度をより包括的で相互運用が可能であるようにしつつ、準備、対応、回復力および復旧の異なる側面に対して貢献できるまた貢献したい全ての関係者を結びつけた召集しつつ、国際的な人道支援制度を採用しまた更新し続けなければならない。私たちは、証拠、革新および協力関係に並びに特に地域レベルでの強化された能力に、より大きなプレミアを置かなければならない。影響を受けた国々に関与するために、より多くのものが行われなければならない。変化しつつある環境の評価を行い、将来の課題を採択しまたそれに適する人道支援行動行う方法について合意する、2015年または2016年の世界人



道支援サミットのための準備が進行中である。

## F. 正義と国際法の促進

54. 過去1年は、正義と国際法の促進にとって画期的な出来事の年だった。2012年9月に採択された、国内のまた国際的なレベルでの法の支配に関する総会のハイ・レベル会合の宣言は、全ての人、国家自身を含む公的なまた民間の制度および機関が、公正、公平且つ平等な法に対して責任がありまたそれらが法の平等な保護についてあらゆる差別なしに与えられていることを法の支配が意味することを確認した。同宣言はまた、平和および安全、開発そして人権という三つの柱を通じた国連の活動に対して法の支配が中心にあることを強固にした。

55. 国際連合は、過去1年以内に、加盟国150か国以上に法の支配の援助を提供した。アド・ホック法廷および国際連合が支援した法廷を通して、私たちは、国際的な関心のある重大な犯罪に対する説明責任を促進する重要な活動を継続した。レバノン特別法廷は、レバノンの元首相、ラフィク・ハリリを殺害した攻撃に関与したと申し立てられている4名とその他の22名を起訴しそして彼らに対する逮捕状を発給した。告訴された4人の場所を特定し逮捕する努力は今日まで成功していないので、特別法廷は欠席のまま彼らを審理することを進めている。シエラレオネ残余特別法廷は、特別法廷の閉鎖に基づいて機能を開始する。カンボジア裁判所内の特別裁判部は、クメール・ルージュ体制の生き残っている4人の上級指導者のうち2人に関与している、第二審について活動している。しかしながら特別裁判部は、司法手続を危うくし得る著しい資金調達の課題に直面している。それは、カンボジア政府と加盟国双方が、特別裁判部を支援するというその約束を果たす義務である。旧ユーゴスラビア国際裁判所およびルワンダ国際裁判所はその事件を終了することが近づき、そして両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズムが2012年7月にアルーシャでまた2013年7月にハーグで活動を開始した。その和解目的が十分に実現されたならば、絶対的に不偏なものとして存在したそのように見られる国際司法にとって極めて重要である。

56. 国際連合は両機関間の協力協定に従って国際刑事裁判所と協力することを継続した。私は、加盟国に対しローマ規程およびその改正を批准することを奨励しそして国際的な刑事司法制度の中核としての国際刑事裁判所を受け入れることをアフリカ連合の全ての加盟国に対し奨励するためアフリカ連合と密接に活動した。現在122か国がローマ規程の当事国である。それらの国の7か国

が侵略の罪に関する改正を批准している。報告期間において、裁判所に付託された事態の8番目の国である、マリにおける戦争犯罪の捜査を検察官は開始した。マリにおける国際連合活動および職員は検察官により助言を求められまた検察官に予備的情報を提供した。コートジボワールにおける国際連合活動と裁判所との間の裁判所全体の了解覚書が6月に締結された。国連は、特に国際連合活動若しくは事務所の職務権限と一致した範囲まで、後方支援および他の形態の支援を裁判所に提供してきた。

## G. 軍縮

57. 核軍縮および不拡散は依然として高い優先順位のままである。まだ軍縮交渉もなく、兵器用核分裂物質条約もなく、包括的核実験禁止条約の発効もない。核兵器の不拡散に関する条約の当事国は核軍縮の人道的次元を強調しているが、中東非核兵器地帯および中東非大量破壊兵器の設立に関する2012年の会議は開催されなかった。加えて、朝鮮民主主義人民共和国は、2013年2月に3度目の核実験を公表した。関連する安全保障理事会決議の下でのイランの義務を遂行するイラン・イラム共和国の必要性についての会談も継続している。

58. 私たちの最大の組織的課題は、軍縮に関する会議の行き詰まりである。この機構は、世界の単一の多数国間軍縮交渉フォーラムが実質的な作業計画すら採択できない時、軍縮における法の支配を意味があるように先に進めることはできない。私はその加盟国に、この手詰まりを終わらせその職務権限を遂行するその能力の更なる侵害を避けることを促す。総会は、多数国間核軍縮交渉を先に進める方法を検討するための、2013年に会合した、参加を制限しない作業部会を設立した。政府の専門家グループは、兵器用核分裂性物質生産禁止条約についてまもなく集中するだろう。これらのグループの活動は、会議に新しい勢いを与えるだろう。

59. 私は、シリア・アラブ共和国における化学兵器使用の申立について深く懸念したままである。私はこれらの申立を調査する国際連合ミッションを設立した。任務の実施のために欠くことのできない様式のシリア政府による受諾に基づいて、チームはカーン・アル・アッサールを含む、報告された事件のうち三つを調査するためシリア・アラブ共和国に向かった。他の申立と関連地点が議論された。私はまた、なんらかの化学兵器と関連物質の安全を確保するシリア政府の責任を強調した。

60. 通常兵器の規制されていない取引の効果は、悲劇的である。すなわち厳しい取締、武力紛争、猛烈な犯罪若しくは暴力そして人の苦しみを生み出すことである。2013年4月2日、総会は、歴史的な外交の成果である武器貿易条約を採択するため圧倒的多数で可決した。同条約は、武器が違法市場に転送されることをより困難にするものである。それは、人権侵害若しくは国際人道法違反を予防する新しい有力な道具となる。

61. 国際連合は、軍縮条約を履行する加盟国からの支援要請に対応している。平和および軍縮のための国連地域センターは、小型武器の違法取引を防止するための能力構築措置を助け、その一方でまた、大量破壊兵器の拡散と非国家主体によるその取得に関する安全保障理事会決議 1540 (2004) を履行する加盟国および主要な利害関係者を支援している。

#### H. 薬物統制、犯罪防止およびあらゆる形態と表現における国際テロとの戦い

62. 過去1年間の出来事は、平和、安全および開発並びにそのような脅威に効果的に対処することにおける国際連合とその協力機関が直面する本来の困難について、組織犯罪と薬物取引の強烈な影響に更なる光を当てた。西アフリカ、中央アジアおよびラテン・アメリカ並びにカリブ諸国において、脅威の本質とその影響の増大する認識に重大な変化があった。ヨーロッパのような他の地域もまた、これらの発展により影響を受けた。彼らは、薬物の要求、供給、生産および取引をくい止める課題に直面し続けている。

63. 加盟国は、これらの課題と戦うことにおいて国連の指導力を働かせるため国際連合の方に一層向いてきた。過去1年以内に、国連は、薬物を規制し犯罪と戦うための安定した且つ統合的な対処方法を講じつつ、同時に正義、人権保護、開発、保険、平和および安全に対する必要性を果たすことにおいて加盟国を支援して、国連の対応を改善するための幾つかの措置を講じた。活動が、例えば、国境を越えた協力や海港、ドライポートおよび空路を通じた取引に対処する措置という、違法取引を防止するためにまた関連する地域における犯罪に敏感な開発計画のための基礎としての地域的な脅威評価を提供するために行われた。

64. 2016年に開催されることになっている世界の薬物問題に関する総会の特別会期は、増え続けている薬物取引の疑わしい問題に対処する新しい方法を探るための機会である。しかしながら私た

ちは 2016 年まで待つべきではない。国際的な薬物統制政策は加盟国にとって依然として問題のままであるが、国際連合は、これらの問題が関連する議論において無視されないことを確保するための重要な場所を提供することができる。例えば、安全と正義に関する問題は、多くの中所得国にとっての主要な懸念、政府だけではなく数多くの国民の懸念として、ポスト-2015 協議の中で出てきた。

65. 国際連合は、国際的な法的文書の批准および履行を通して、加盟国の対応能力を構築することで加盟国を支援し続けた。これらは、テロに対する 18 の国際的な法的文書および現在 166 か国が当事国である腐敗の防止に関する国際連合条約を含む。過去 1 年以内に、更に 10 の国と地域が国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の当事国となった。作業は、国際連合グローバル・テロ対策戦略の四つの柱全てを履行するための加盟国の能力を構築するために続いた。2012 年 9 月に私は、法的枠組を強化することに具体的な焦点を絞った、130 以上の加盟国が参加した、核テロ対策に関するハイ・レベル会合の議長を務めた。目的は、核テロの脅威に対処することおよび核の安全を強化することに加盟国が係わった時に、その国際的な義務を履行する加盟国を支援することだった。国際連合機関もまた、テロ目的のためのインターネットの誤用を防止すること、国連が法的、技術的および行動的側面で加盟国を支援できる方法を検討すること、に焦点を絞った。既存のまた生じつつある組織犯罪、薬物取引およびテロリズムの地球規模の脅威の巨大さは、より具体的な努力が必要であることを意味している。そのような問題は、安全、開発、良い統治、人権および法の支配を取り囲んでいる統合されたまた多くの学問領域にわたる対応を要求している。

### 第Ⅲ章

#### 国連の強化

66. 上述した急速に変化している地球規模の環境は、利用可能な資源が少なくなっている時でさえ、国際連合への要求を増加している。国際連合は、うまく提供するために適応しなければならない。この目的のために、私は、行政および支援経費を最小化し、手続を合理化し単純化し、そしてパートナーシップと情報およびコミュニケーション技術の十分な潜在力を利用する一方で、最高水準で提供できる近代的で責任ある地球規模の組織を導入するための努力を最優先し続けた。

67. 職員は、現在もまた未来も、常に国連の最も価値のある資産である。国連は、必要がある時と場所に最も適切でまた資格のある職員を啓発しまた展開できなければならない。加盟国が今審議している機動性および経歴開発枠組は、職員の技能と能力を促進することを求めまた国連が世界中のその従業員をより良く管理するのに役立っている。加盟国は、この対処方法に対する私の約束を歓迎しそして私が第 68 会期に提出する更なる情報を求めた。私は、2013 年後半の総会の決定を期待している。加えて、職員が最新の知識と技能を身につけることを確保するために、私は、私たちの学習、訓練および知識サービス活動の範囲に対する包括的アプローチを取っておりまた知識サービスの強化のための可能性を探っている。私は、2013 年に総会で私が提示した結果に基づく管理概念を通したものを含む、国連の活動文化への結果指向性の主流化、私たちの企業リスク管理活動および監視機関の勧告のより一層の実施に対する努力を続ける。

68. 加盟国により国連に任せられた資源（人的、財政的および物的）の注意深い管理もまた優先事項である。これらの資源の管理を改善しまた統合するための努力は、ウモジャ事業を通した企業資源計画の解決策を中心にして、継続された。透明性、即時の情報を利用可能にすることにより、ウモジャは行政的問題に関するより良いまたより早い意思決定を可能にする。それは、2013 年 7 月に、国際連合レバノン暫定軍および国連レバノン特別調整官事務所において公式に開始された。その一方で、地球規模の現地支援戦略は、事務局の残りの部分のための価値ある教訓を順番に生み出すであろう、現場における平和活動のための共有されたサービスの提供を現在実験的に試みている。

69. 地球規模の資源の利用における透明性と説明責任を高めるためまた加盟国に改善された監視情

報および意思決定の情報に対するアクセスを可能とするため、私たちは、平和維持活動において 2013 年 7 月 1 日に、国際公会計基準（IPSAS）を実施した。これらの基準は、2013-14 会計期間の平和維持活動の財政文書および 2014 年からは事務局の残りの部分のための基礎となるであろう。

70. 国連を通して、私たちは「デジタル事務局」としてひとまとめにして言及されている、私たちの実質的活動および行政と管理システムの双方において、情報技術およびコミュニケーション技術の可能性を最大限に利用する方法を見つけだしている。私たちは、情報共有、共同研究および内部での連絡を容易にするため入手可能な新技術を利用している。ソーシャル・メディア・プラットフォームは、私たちの力の及ぶ範囲を拡大するために費用効率の高い道具でありそして私たちは今や全ての国際連合公用語における私たちの主要なプラットフォームに多くのフォロワーがいる。国際連合の製品情報のデジタル普及にも、著しい進展があった。

71. 国連が情報技術およびコミュニケーション技術に益々頼っているので、私はサイバー攻撃に対する私たちの脆弱性を忘れないでいる。国連は情報とシステムの安全を強化してきたがもっと強化しなければならない。私は、国連の情報の機密性、保全性および可用性並びにその保管、加工および伝達のために用いられるシステムの適切な保護を確保することを約束している。

72. 極めて重要な基本計画もまた、修復された事務局棟および会議棟で働いている職員および代表団のための開放的で近代的な宿泊施設を導入して、私たちが活動するやり方で近代化されてきた。オープン・オフィス環境と利用可能な新技術は、より少ないエネルギー消費を通して私たちの二酸化炭素排出量を削減する一方で、職員間のコミュニケーションと共同研究を奨励している。総会の要請で、私たちはニューヨーク市における国連の長期にわたる宿泊施設要請をまた検討している。

73. 2012 年に、国際連合は、治安リスクが高い地区におけるものを含む、国連計画および活動を提供することを国連に可能にするため国連の安全管理システムを強化し続けた。このことは危機対応能力を強化すること、安全管理訓練を再構築すること、安全上の脅威とリスク分析のための情報手段を近代化すること、実践的な政策や指針を策定することおよび受け入れ国政府並びに政府機構や非政府機構との共同を強化することを必要とした。

パートナーシップ

74. 私たちの任務の数と複雑さの増加と共に、私たちの人的、活動的および財政的資源の土台を拡げることが必要である。民間部門、慈善団体および市民社会は、特に途上諸国において、規模、知的素養および地球規模での力の及ぶ範囲を劇的に拡大してきた。私たちは、私たち全ての目標と任務を実現する私たちを助けるために、パートナーシップをもっと、そしてより効果的に利用する方法を見出さなければならない。私たちはミレニアム開発目標の達成を加速する方法を考察するので、また未来の地球規模の開発課題を叶えるための枠組に基づいて活動しているので、そこに私たちを到達させる具体的方法と私たちの大望を合致させることは義務である。これが、より大きな説明責任、一貫性、効率性および規模そして国際連合パートナーシップ活動のための実施をより支える環境を達成するための新しいパートナーシップ・ファシリティについての提案を総会に私が提出した理由である。戦略的パートナーシップのための国連の能力を強化することは、地球規模の公共財の場において実業界、慈善団体および市民社会がより一層活動的で、機知に富みそして活気に満ちている時に、国際連合が関係し続けていることを確保することができる。

75. 過去1年以内に、私たちは主要な目標を達成するため、多利害関係者間パートナーシップ活動を利用し続けた。これらは、**Every Woman Every Child** および全ての人のための持続可能エネルギーを含む。私たちの女性の地位と能力の向上原則および気候に優しい活動は、これらの問題に関する世界で最大の活動のためのビジネス・プラットフォームである。これらの活動は、利益が幅広く生じるのでより大きな規模と効果を達成しつつ、全ての関連する部門からの利害関係者を含みそして行動において広範囲な変化のきっかけを作るため各々の比較優位と中心的権能を利用する。これらのようなパートナーシップは、伝統的な開発援助を補いそして政府開発援助と非伝統的な財政的フロー双方の増加に影響力を行使することを証明した。しかしながら直近の任務は、財政的フローだけの検討を越えて動くことでありまたミレニアム開発目標に関する進展を行うためのそしてポスト-2015 開発アジェンダを達成するためのモデルとして仕えるための革新、科学技術、調査、人的能力およびそれ以上のような貢献の範囲を含むビジョンを採用する。

76. グローバル・コンパクトは、普遍的原則に対する誓約をした 140 か国の 7,500 社以上と国際連合目標、とりわけポスト-2015 グローバル開発アジェンダに関連したものを、達成することに著しく貢献する可能性を伴って、強力な共同の公権的活動として仕え続けてきた。

## 第IV章

### 結論

77. 私の報告書は、基本的な流れにおいて世界に対していつも適応させておりまた人々と地球の必要性を満たすポスト-2015 アジェンダのことを考えつつ、加盟国により特定された八つの組織的優先事項に関して提供している、過去1年以内の国連の進展の説明を提供している。私は、来るであろうものを予期しつつまた準備しつつ、私たちの既存の任務を叶えるための努力を管理する私の役割を続けつつもりである。私は、加盟国が同様のことをすることを当てにしました、私はこの目標に向かって加盟国と共に活動することを楽しみにしている。